

品川区孤独・孤立対策地域協議会設置要綱

制定 令和6年5月15日 区長決定 要綱第228号

(設置)

第1条 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携および協働を図るため、孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、品川区孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携および協働を図るために必要な情報の交換
- (2) 孤独・孤立対策を推進するために必要な連携および協働を図るために必要な支援の内容に関する協議
- (3) 孤独・孤立の課題を抱える者への個別の支援内容に関する協議
- (4) その他協議会の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 協議会は、取扱う事案を主管する課長が、次に掲げる者のうち必要なもの（以下「構成機関等」という。）を招集し構成する。主管課長が特定困難な場合は、福祉計画課長が招集し、構成する。

- (1) 庁内関係者
- (2) 関係する民間支援団体
- (3) その他必要と認める者

(意見の聴取等)

第4条 第2条に掲げる事務を行うために必要があると認めるときは、構成機関等に対し、支援の対象となる当事者等に関する情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 協議会の事務に従事する者または従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、取扱う事案を主管する課が処理する。主管課が特定困難な場合は、福祉部福祉計画課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。